

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十七年政令第二十号）

改正案	現行
<p>(手当) 第二条 (略)</p> <p>2 日当は、出頭又は鑑定及びこれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、参考人については一日当たり八千五百十円以内において、鑑定人については一日当たり七千六百五十円以内において、それぞれ金融庁長官が相当と認める額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(手当) 第二条 (略)</p> <p>2 日当は、出頭又は鑑定及びこれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、参考人については一日当たり八千円以内において、鑑定人については一日当たり七千六百円以内において、それぞれ金融庁長官が相当と認める額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>